

第5回秦野市伊勢原市環境衛生組合クリーンセンター 施設検討委員会議事録要旨

1 日 時 平成 20 年 4 月 18 日（金）午後 2 時 00 分～午後 4 時 30 分

2 場 所 秦野衛生センター会議室

3 出席者

(1) 委 員

ア 組合議会 三竹委員、宮坂委員

イ 学識経験者 横田委員長、野間委員、吉羽委員、栗原委員

ウ 行政職員 高橋（生）副委員長、野沢委員、猪股委員、
高橋（昌）委員、佐野委員、石川委員

(2) 事務局

ア 秦野市 環境産業部清掃事業所長

イ 伊勢原市 経済環境部環境美化センター所長

ウ 秦野市伊勢原市環境衛生組合 （施設計画担当専任技幹、
施設計画課長他）

エ （財）日本環境衛生センター

オ 八千代エンジニアリング(株)

4 内 容

(1) 交代委員委嘱、交代委員自己紹介

(2) 副委員長選任について

副委員長：高橋生志雄委員

(3) 処理方式について

- ・ 事務局より、ごみ処理方式については、平成17年8月、ごみ処理技術検討委員会から『ストーカ式焼却＋灰溶融方式』、『流動床式ガス化溶融方式』の2方式が望ましいとの提言がされましたが、平成17年度の「補助金制度」から「交付金制度」への移行に伴う要件の変化、焼却灰の資源化の動向の変化、既存灰溶融施設の維持管理費の状況など、選定時から現在までの背景や状況の変化を踏まえ、選定対象のごみ処理方式に『ストーカ式焼却方式』の追加を検討することの是非について意見を伺いたい旨の説明をした。
- ・ 焼却灰の資源化を考えた場合、セメント原材料化が有効と思われるが、

受け入れるセメント業者側からの条件等を考慮すると、発注仕様書の前に戻って検討する必要があるとの意見があった。

- 灰溶融でコストが掛かるとか、管理上問題があるということも事実で、多少、国の方でも溶融に対する考え方もシフトしてきていて、昨年、6月に国が策定した、「一般廃棄物の処理システム」の中でもセメント原材料化という言葉も使って、特に溶融の中でも飛灰については、まったく溶融について触れておらず、多少溶融に対して引いた考え方を示したことは事実であるとの意見があった。
- セメント原材料にするにしても工場は全国にまんべんなくある訳でなく特定の地域にある。

受け入れについても、熱灼減量は法規準どおりであれば問題ないが、塩濃度を低減してほしいとの考えがあり、塩濃度の低い焼却灰は引き受けるが、飛灰は塩濃度が高く基本的に洗浄して低くしなくては受け入れてもらえない。現在、ある民間企業は洗浄しなくても受け入れてくれるが、セメント原材料化する前の前処理専門業者であり、洗ったものをセメント業者へ持ち込むということであるとの意見があった。
- 「ストーカ式焼却方式」を加えるとなると、灰をどうするかということ併せて考えなければならず、選択肢を広げるために加えるのは難しいものがあるのではないかとこの意見があった。
- 有効利用の観点から灰のセメント原材料化は結構な話ではあるが、受け入れ側が限定されることを視野に入れ議論する必要があるとの意見があった。
- 組合の最終処分場の残存埋立期間はどのくらいかとの質問に対し、灰を溶融して埋め立てた場合は平成35年度まで、溶融しないで全量埋め立てた場合は平成30年度まで可能、その後の最終処分場については未定である旨の回答をした。
- 若干、手戻りすると思うが、建設費や運営費を長期間にわたり負担すること考えると、「ストーカ式焼却方式」も加えて検討することで、より市民の理解が高まるのではないかとこの意見があった。

- ・ コストだけで決め、実際に稼働してみたらセメント業者に受け入れてもらえなくなってしまうたらどうするのか。経済性と灰の処理についてはかなり重要な要因であるため、委員会としてどういうとらえ方で対応していくか方向性を示す必要があるとの意見があった。
- ・ 溶融が必要であることから2方式に絞られてきた経緯があり、委員会で第3の方式として「ストーカ式焼却方式」を加えるとなれば、先の2方式を決めた時の経緯と国の背景等の前提条件が異なることから、新たに加える理由が必要であるとの意見があった。
- ・ 灰溶融の条件を外した場合「ストーカ式焼却方式」だけ加えることでよいかという別の要因もでてくると思われ、安易に「ストーカ式焼却方式」だけを加える訳にはいかないのではないかと意見があった。
- ・ 一般廃棄物であるため圏内で対応する必要がある、圏外へもっていくとなると持ち込む地域の了解を得なければならないとの意見があった。
- ・ 「ストーカ式焼却方式」となると灰の処分の委託を民間にお願いすることになるから、責任あるごみ処理行政の考え方と異なってしまう。県の主導等により広域で灰を処理するようなことが考えられるとよいとの意見があったが、今のところ、県ではそう言った考えはないとの回答があった。
- ・ 処理方式の提案については、次回までに事務局で資料を提出し、この審議については継続ということで、本日の予定どおり進めたらどうかとの意見があった。
- ・ 本委員会に、新たに処理方式を加えるかどうかの是非を伺いたいとのことだが、今までの議論の中で、状況、問題点等については十分理解はできたので、次回、また、議論して決めて頂ければとの意見があった。

(4) 事業者選定方法について

- ・ 事務局より、前回までの審議結果として、「発注方法は『建築・プラント及び設計・施工とも一括発注方式』とし、事業者選定方法は『条件付き一般競争入札総合評価落札方式』が望ましい」との内容でまとめたことにつ

いて、委員より「異議なし」との発言があった。

(5) 公募条件について

- ・ 新たに方式を加えるとなると、処理方式の部分の公募条件が変わってしまうのではないかとの質問に対し、その場合は追加するなどして対応したい旨の回答をした。
- ・ 連続運転実績の確認方法で、月報などの自治体に帰属するデータをどこまでもらえるか疑問であることから、「90日間にわたって1日当たり定格処理能力の確認ができるもの」に訂正することとなった。

(6) 事業者選定スケジュールについて

- ・ 実施方針の決定とあるが、実施方針に関する資料は今まで出てきているかとの質問に対し、現在審議している公募条件、評価項目、配点等事業者選定に必要な書類を総称して「実施方針」と表現している旨の回答をした。
- ・ 組合の債務負担の決定はいつ頃になるのかとの質問に対し、6月議会を予定している旨の回答をした。
- ・ 次回、6月の検討委員会で処理方式について結論をつけることを基本に進めることとなった。

(7) 発注仕様書等について

- ・ 「雨水貯留池」とあるが雨水は何か利用するのかとの質問に対し、「雨水調整池」のことなので訂正する旨の回答をした。
- ・ 工期については年度で書かれているが、着工予定は明確に記載できないのかとの質問に対し、決まった段階で月日を追記する旨の回答をした。

(8) 技術評価について

- ・ 労働安全性について施設面からの労働安全性を項目に加えてはどうかとの質問に対し、メーカーによる独自性があるものは評価項目に加え、全メーカーが対応できるようなものは、発注仕様書に明記したい旨の回答をした。

この内容については、専門部会、次回の委員会で審議することとなった。

(9) その他（次回日程等）

- ・ 第2回専門部会を5月に予定し、日程については、改めて専門部会委員と調整する。
- ・ 第6回委員会開催については、平成20年6月18日（水曜日）の午後2時からとする。なお、会場については後日連絡する。
- ・ 会議の公開については、第2回専門部会、第6回検討委員会ともに、「事業者評価項目の検討」、「配点の検討」等を予定しており、公平性確保の観点から非公開で開催する。